

## 第7回EPA・農業ワーキンググループ議事要旨

---

### (開催要領)

1. 開催日時：2007年4月11日(水) 10:00～12:08
2. 場所：中央合同庁舎4号館509会議室
3. 出席者：

主査	浦田 秀次郎	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授
メンバー	伊藤 隆敏	東京大学大学院経済学研究科教授
同	大泉 一貫	宮城大学事業構想学部教授
同	木村 福成	慶應義塾大学経済学部教授
同	少徳 敬雄	松下電器産業株式会社顧問 APECビジネス諮問委員会 (A B A C) 日本委員
同	高木 勇樹	農林漁業金融公庫総裁
同	本間 正義	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
	大村 秀章	内閣府副大臣 (経済財政政策)

### (議事次第)

1. 開会
2. 議事
  - (1) EPA戦略とWTO交渉への取組について
  - (2) 農業の構造改革について
3. 閉会

### (配布資料)

- 資料1 外務省提出資料  
資料2 経済産業省提出資料  
資料3 農林水産省提出資料

資料4 少徳 敬雄 松下電器産業株式会社顧問 提出資料

資料5 「これまでの意見の集約」

(参考資料)

参考資料1 EPA・農業ワーキンググループ現地視察について(千葉)

参考資料2 EPA・農業ワーキンググループ現地視察について(群馬)

---

(概要)

(浦田主査) 定刻になりましたので、「EPA・農業ワーキンググループ」第7回会合を開催します。

本日は、EPA・農業に関する論点を整理する。お手元にメンバーの方々の意見を取りまとめた「これまでの意見の集約」という資料がある。

意見の集約では、「1 今後のEPA戦略とWTO交渉への取組」「2 国境措置のあり方」「3 農業の構造改革」の3つに分けた。今日は、これについて関係各省の方から意見をいただく。そして、それに対し我々の方から質問、コメントをさせていただきたい。

本日は、外務省から小田部経済局長、経済産業省から中富大臣官房審議官、農林水産省から井出官房長、高橋経営局長及び佐藤総括審議官、財務省から坂口関税局審議官にお越しいただいている。

最初に、外務省、経済産業省、農林水産省、それぞれから「これまでの意見の集約」へのコメントを中心に、EPA及び国境措置の部分についてお話をさせていただきたい。その後に、EPAと国境措置についての自由討議という形で進めたい。

それが終わったら、農林水産省の方から農業改革についてコメントをしていただき、自由討議という形で進めたい。

まず外務省から5分で冒頭発言、その後、経済産業省、農林水産省という形で進めていきたい。

(小田部局長) 5分の持ち時間なので、駆け足で報告させていただく。

お手元の資料に沿った形で報告させていただく。

まず、各項目について申し上げる前に一言。前回このワーキンググループに出席したときに、WTOの重要性を強調させていただいた。要は、EPA、FTAは勿論大事だが、WTOがしっかりしていないと、ルール面において貿易体制はなかなかうまくいかないということを申し上げた。WTOについてはドーハ・ラウンドの膠着を打開すべくいろいろな動きが行われている。今週12日にはインドにおいてG6閣僚会議が開かれる予定となっており、松岡農林水産大臣が出席する。我が国としては、全体としてバランスの取れた成果が得られるよう、引き続き努力していく。これを申し上げた上で、その紙に沿った形で報告させていただく。

まず、日ASEAN全体の包括的経済連携協定交渉である。お手元の資料の「交渉の現状」というところに書いてあるが、これまで6回の交渉会合を開催しているが、まだ若干、道のりは長いというのが現状である。今まで、主として物品貿易の自由化を議論してきたが、物品貿易の自由化を進めるにあたってのモダリティーをどうするかというところで、まだ意見の一致をみていない。日本としては、ASEAN側のいろいろな要望を踏まえ提案しているところだが、やはり団体交渉の難しさが出ている。日本からはいろいろ提案しているが、ASEAN側からまとまった提案がなかなか出てきにくいという構図になっている。いずれにしても、4月が交渉期限目標になっているので、引き続き集中的にASEAN側との議論を予定している。

「日本の提案」は、右の表に書いてあるとおりで、10年以内に完全撤廃を90%超ということで考えているところである。いずれにせよ、同交渉はまだ相当動き得る話である。

次に「2. 地域ワイドの経済連携に向けた取組み」。ASEAN+3FTA、ASEAN+6FTA、あるいは去年のAPECで取り上げられた、アジア太平洋の自由貿易圏構想、いろいろな構想がある。細かい話は、この表を見ていただきたい。いずれの構想についても、まだ研究、ないし研究がこれから行われようとしている段階である。

ASEAN+3については、第1段階の専門家研究の報告が出ている。第2段階での専門家研究を開始することが合意されているが、いつから第2段階の研究を開始するかについて、まだ具体的な日程はセットできていない。

提案は出ているので、そのうち開始になろうかと思う。

A S E A N + 6 は、民間研究の立ち上げが合意され、今、準備中である。準備中とは、各国がどういう民間専門家を指名するかについて、まだ A S E A N + 6 関係国で出そろっていないということである。したがって、まず民間専門家が出そろうのを急ぐということだろう。

アジア太平洋の自由貿易圏構想。これは A P E C の枠内で議論が開始されており、本年 9 月に豪州で行われる閣僚会議に研究の結果報告が出ることになっている。現在、報告書案が検討中である。全体で 5 章の報告書案になる方向で、現在のところ、第 2 章まで議論が行われている。第 2 章までは現状評価を主とした内容となっており、今後の方向性については、これから議論される内容になる。

関係するものとしてボゴール目標がある。「3. ボゴール目標の達成に向けた進捗状況」で、特に 2010 年には日本で A P E C 首脳会議を開催することになっており、非常に大きな話である。

ボゴール目標は、1994 年、インドネシア A P E C 首脳会議の際に出された目標で、先進国・地域は 2010 年、途上国・地域は 2020 年までに「自由で開かれた貿易及び投資」を達成するという目標である。その目標達成のための枠組みとして、翌年、大阪 A P E C 首脳会議において大阪行動指針、ボゴール目標を達成するための青写真なるものがつくられ、同時に、その青写真に沿った形で、個別行動計画、共同行動計画もつくることが合意され、その後、実際、これがつくられている。

そういう中で、貿易円滑化行動計画についてもうたわれているが、目標はそれなりに着実に達成されていたということだろう。いずれにせよ、日本としては 2010 年に向けて更に努力する。

「4. 日豪 E P A 交渉」について、ごく簡単に申し上げると、第 1 回交渉を 4 月 23~24 日にキャンベラで行うことになっている。まだこれからという段階の話である。

「5. 日米 E P A について」である。日米 E P A については、この間、E P A ・農業ワーキンググループ第 2 回会合で申し上げたとおりで、日米間においては、これまでも幅広い分野でいろいろな条約が締結されているし、更

にはいろいろな多角協議を通じ、経済関係は極めて広範なものになっている。

したがって、今後さらなる強化を目指す上では、どういう枠組みがいいのかを慎重に考えていく必要がある。特に日米両国で世界のGDPの4割を占めており、その世界的影響を含め、日米EPA／FTAは考えていく必要がある。総理が言われているとおり、将来の課題としてさまざまな角度から検討していく必要がある。

EPAの質の向上の点であるが、これも前回、この場で議論があったので、深く立ち入ることはしないが、少なくとも、今まで日本が締結したEPAを見る限り、貿易額ベースの基準を主体とはしているが、日本側の自由化ということから見れば、貿易額ベースと品目ベースでの自由化率は大体同等というのが我々の評価である。

冒頭はここで終わらせていただく。

(浦田主査) どうもありがとうございます。

それでは、経済産業省の方からお願いします。

(中富審議官) お手元に「経済連携の戦略的推進に向けて」という資料をお配りしている。

まず2ページ。「(1)EPAの対象国」については、競争条件の観点からも、スピード感を持って積極的に対応する必要がある。

日ASEANの早期締結は、最重要課題。

面的広がりではASEAN+6に重点を置く必要があると考えている。日米であるが、今回の米韓の動きは大変影響を持ってくると考えている。後でまた補足する。

3ページ。「①日アセアン包括的経済連携(AJCEP)の見通し」であるが、これは最重要課題である。既に原産地等で日本の企業は不利益をこうむっている。4月中旬の次回会合で、できるだけ大枠を決めるということを目指したい。11月までには終わらせたい。

4ページ。「②アセアン+6での『東アジアEPA』等の見通し」であるが、日本としては経済の実態に合わせながら、ASEAN+6に重点を置くことが必要ではないかと考えている。また、ERIA(東アジア・アセアン経済研究センター)についても、今年できるだけ早い時期に立ち上げるとい

うことで、調整を進めている。これについては非常に強い支持がある。

また、F T A A P、A P E CワイドでのF T Aについても検討が開始される場所である。

5 ページ。「②アセアン+6での『東アジアE P A』等の見通し」についてだが、産業競争力の強化、自由化と協力のマッチング、米国を含むA P E Cとの補完関係に重点を置きながら、構想を進めていく必要がある。

「③日豪E P Aの見通し」であるが、豪州は、東アジア地域統合における重要な戦略的パートナーであり、また、鉱物・エネルギー輸入の極めて重要な相手方である。政府間共同研究によると、我が国の国内総生産への寄与額は20年で、ネットで2兆3,000億円と推計されている。特に、エネルギー分野については、市場の役割を強化する規定、投資に関する規定、政策・規制の透明性、協議メカニズム等々、しっかりと交渉していく必要がある。

「④日米E P Aについて」である。今回、米韓F T Aが合意されている。7 ページで記載のとおり、米国、韓国ともに99%、100%といった高いレベルの自由化を目指すものである。この締結は、日米E P Aの議論によい刺激となるものと期待している。

ただし、日米関係は非常に複雑であるし、また、大変大きい経済関係があるので、当面は日米経済関係の強化に向け、知財、エネルギー、その他、具体的な成果を積み上げることが重要であろう。

8 ページ。米韓F T Aがまとまり、韓国とE U、韓国と中国等とのF T Aも具体化する可能性が出てきている。我が国としては、これらを見据えながら考えていく必要がある。

日米E P Aのみならず、日E U・E P Aについても可能性を考えていくことが必要ではないかという認識である。

例えばE Uは乗用車10%、薄型テレビ14%といった関税を張っている。韓国とE UとのF T Aの動きが出ると、当然、日本の産業に非常に大きな影響が出てくると考えている。

9 ページは省略する。

10 ページであるが、マルチが動いた場合にどうなるかを考えながら、E P Aの戦略を立てていく必要がある。W T Oは極めて重要である。W T Oがう

まくいった場合には、どの程度、関税が下がるかを 10 ページで分析した。ドーハ・ラウンドがうまく終わったとしても、依然として障壁が残るということを念頭に置く必要がある。

11 ページ。「⑤ボゴール目標の達成に向けた進捗状況」であるが、非関税とか、協力とか、いろいろなところで A P E C の活動は進んでいる。しかし、関税について見るならば、ボゴール目標の達成に向けての自由化はまだまだあまり進んでいない。継続的に数字を見ることは非常に難しいので、更にスタディーが必要であるが、我が国について見ても、全品目の実行税率で 2 %、農産品 9.9% 等々の数字が残っている。

12 ページ。「(2) E P A の質の向上」であるが、貿易額ベース、品目ベースともに高いレベルでの自由化を行っていくことが必要である。

内容的にもサービス自由化への踏み込み、投資保護、知財保護等を行っていく必要がある。内容的な面としては、投資協定、社会保障協定、租税協定も非常に重要である。これらについて、例えば目標を設定するというのも一案として考えられる。

13 ページであるが、E P A の質について数的な状況を見ると、日本側の品目ベースでの譲許率が 86.3%、相手方の譲許率が 96.4%。これは 9 桁で見ているので、先ほど小田部局長が説明したものと数字が違っているが、このような数字である。貿易額ベースで 92.8% と 97.6% で、日本の方が譲許が少ないというのが現状である。このままで今後の E P A がうまくいくかという、非常に困難な場面が出てくるのではないだろうか。

14 ページにあるように、E P A のときに、どれだけ自由化しなければならないというのは、きっちりとした W T O のルールがあるわけではない。ただ、相手方との関係であるので、高いレベルでの自由化を実現しないと、今後、困難に直面する。

(浦田主査) どうもありがとうございました。

それでは、農林水産省の方からお願いします。

(佐藤総括審議官) お手元に「今後の E P A 戦略について 国境措置のあり方について」という 10 ページほどの資料をお配りしている。

表紙をめくっていただきたい。これは前回、説明したので簡単にするが、

WTOを補完するものとしてEPAの交渉をする。その際にWTO農業交渉の方針に沿った方向での交渉を心がけている。「多様な農業の共存」を基本理念として行っている。

1枚めくっていただくと、これも前回お示ししたもののなので、簡単に説明するが、平成16年の関係閣僚会議での決定に基づき、農林水産分野におけるEPAの取組み等も行っているし、対象国の選定についても議論に参画させていただいている。

メンバーの方々から、EPAを交渉する場合に、メリットとして位置づけるべき論点等々を3つほどいただいているが、この中の②のところにあるが、安全・安心な食料の安定的輸入も掲げており、食料の安定供給に対する確保等についても、EPA交渉推進の視点の一つと考えている。

このほかにも、我が国の食料の安全保障、あるいは農業改革の努力に悪影響を及ぼさないというようなことも当然ながら考慮している。

また、消費者への利益の最大実現も指摘いただいているが、私どもとしては、安いものが手に入るということは一つの大きなメリットであるが、消費者の意向を世論調査等で取ってみると、前回説明したように、安いものも大事だが、生産コストを引き下げながら、なお国内での生産をしっかりとやってもらいたいというような方が相当多くおられ、そうした事柄も総合的に考えていかなければいけない。

あらかじめ終期を定めて、あるいは期限を定めて交渉を行うべきではないかという指摘もいただいている。相手国にもよるが、柔軟性を確保し、交渉を有利に進めるということからすると、あまり終期をはっきりと決めるのはいかがか。

3ページに、日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)交渉の関係があるが、これについては、外務省からの説明に尽きている。私どもとしても関係省庁と密接に連携し、積極的に交渉に参画しているところである。

4ページ、広域経済連携の関係であるが、これも全く外務省からの説明のとおりで、同じ認識。さまざまに研究をしていかなければいけない課題だと思っており、積極的に議論に参画をしてみたい。

5ページで日豪の関係であるが、右下の方に書いてあるように、間もなく



4月23～24日で、キャンベラで交渉が始まる。私どもとしてもしっかり交渉に参加していきたい。

豪州側のこれまでのEPAはなかなか厳しい水準のものがあり、ただ、一方で、共同研究の中でも柔軟性の選択肢が用いられると言っているのも、何とか着地点を見出せるように全力で交渉にあたりたい。

6ページの日米の関係である。円グラフの左上にあるように、GDPのウェイトを見ると、米国と日本は、相当大きな比重を占めている。貿易でも20%近くあり、両国の間でEPAを結んだ場合には多くの影響が他の国々、特に途上国に及ぶこともあるのではないかと。

農業面においても、農林水産物の輸入の23%と、既に相当多くの量が米国から来ていることを考えると、食料安全保障上は一国に依存するのはいかがかという論点もあり、慎重に検討することが必要である。

7ページであるが、タリフラインのカバー率の考え方である。私どもとしては、今、我が国で取っている貿易額ベースで9割以上の関税撤廃という考え方が適当だと思っている。貿易額ベースで、貿易実態をより良く表す、それから、カバー率の水準であるが、やはり現実的な水準を目指すということにしないと、対象国として設定することが難しいことも出てくるので、このような考え方でいる。

次の8ページ、国境措置の関係である。関税はどの国でもかけており、8ページの右下にOECDで取った調査の結果が載っているが、平均的には日本の場合、それほど他の国に比べて高いということではないと思っている。計算の仕方で10%前後というような数字になろうかと思うが、こうした他国との並びにある。

一部、高いもの、左の下の方に品目が並んでいるようなものについては、ウルグアイ・ラウンドの際に数量的な制限を関税に置き換えるということで高い数字を得ており、これは交渉の中で各国とも調整を経た上で設定をしたものだとして認識している。

現在、こういうふうな水準にあるわけであるが、これからの関税の水準は、WTOの市場アクセス交渉の中でルールを定めていくということであり、まだまだ議論の途上であるが、ウルグアイ・ラウンドのときよりも、かなり深

いカット率が中心の議論として行われている。その中で議論が定まってくれば、それに基づいて、当然ながら決定すればそのルールに沿って関税の削減をしていくという考え方である。

9 ページであるが、多面的機能の関係については、農業を実施することにより多くの機能を発揮しているが、それぞれを別途の対策でやっていくことになる、財政的な支出もかかり、なかなか難しい。農業の機能は広く、経済的に数字としてカウントできないものもある。日本学術会議等で研究したものを挙げてあるが、お目通しいただきたい。

最後に、WTOの関係であるが、年が明けてから、ここしばらくバイでの交渉が中心になっている。少数国が集まる機会が少なかったわけだが、明日、インドで6か国の少数国会議もあるので、農林水産大臣も参加し、日本の国益を得るために戦略的な対応をするということで交渉に参加する。

以上である。

(浦田主査) どうもありがとうございました。3省の方々から説明いただいた。

1は今後のEPA戦略とWTO交渉への取組み、2が国境措置の在り方である。もしよろしければ、この2つを分けて議論いただければありがたい。

最初に、EPA戦略とWTOというテーマで意見交換をしたい。メンバーの方々から質問ないしはコメントがあると思う。いかがか。

(木村メンバー) 外務省資料の最後のところで、貿易額ベースと品目数ベースで自由化率は大体同じというのがあったが、少なくとも私の計算したものと大分違っている。こういうものは事実認識の問題なので、どこかでしっかり計算しておく必要がある。

6桁ベースと書いてあるが、関税その他は9桁ベースで決まっている。6桁の1つのカテゴリーの中で、1つでも自由化されていないものがあつたら自由化されていないとカウントするとすれば、9桁よりも6桁の方が厳しい基準になるはずで、9桁の方が高くなっているというのは、多分、処理の仕方がいろいろ違うのではないかと。私の認識だと品目数ベースの方がかなり低く出てくると思う。

(浦田主査) これに関して、財務省も関係していると思うが、省庁間で、

例えば品目ベースでカウントするときには何桁を使うというような議論はあるのか。

(小田部局長) WTOでは、具体的にサブスタンシャリー・オール・ザ・トレードは何%か決まっていなくて、どう計算するかも決まっていない。しかし、6桁ベースというのが大体の相場観と我々は認識している。ただ、WTOの全加盟国がそれで合意した文章があるのかと聞いたら、それはない。

9桁ベースだと、相当細かい品目が沢山入ってくる。反対の表現をすると、センシティブ品目であればあるほど、細かい関税分類をし、そこで保護水準を決めるということが多くの場合ある。したがって、9桁ベースでやったときに、その率が低くなるというのは論理的にはあり得る。

(木村メンバー) 勿論、国際的に共通化されているのは6桁までなので、9桁、あるいは国により10桁、そこは勿論、分類が違っているのだから、同じ比較はできないわけだが、ただ、6桁の方が9桁よりも高い自由化率が出てくるというのは計算上問題があるかもしれないので、そういうことを確認した方がいい。

国によっては、品目数ベースでやっているところも多いので、我々も両方見て考えていかなければいけないというのは、一般的に言えることではないか。

(小田部局長) 補足すると、我々の計算で、9桁ベースで一つでも撤廃がないと6桁全体がペケと計算している。

(浦田主査) ある意味、テクニカルな問題だが、質を議論する上には非常に重要なテーマなので、今後とも意見交換をすることも必要かと思う。

1つ質問だが、「これまでの意見の集約」では明示的には出てきていないが、EPAの質を考える場合に、EPAの使い勝手というか、利便性というか、それが重要ではないか。具体的にもう少し言うと、原産地証明を取らないとEPAのメリットを活用できない。ただ、企業などに聞くと、なかなかこれが取りにくい。情報が十分浸透していないとか、手数料もかかるというようなことで、原産地証明についてさまざまな問題が、企業から上がっているように思う。

(中富審議官) 日本の原産地証明のシステムだが、EPAの場合には商工

会議所による個別発給を原則としてやってきている。使い勝手が悪いというようなことも聞いているので、今後どのように改善をしていったらいいか更に検討を続けたい。

国によっては、限定的な自己証明方式を入れているところもあり、それもまた考えていく必要がある。ただし、真正な証明でなければいけないということ、迂回が起きないということは絶対に確保しなければいけない。

他方で、使い勝手がよく、コスト面でも優れているということも重要な要素である。それらを踏まえながら、今までやってきた実績を考え、今後のシステムを更に考えていく。今のシステムがすべてであり、それを変えるつもりはないということでは決してない。

(浦田主査) 常に見直しをしていくということか。

(中富審議官) はい。

(木村メンバー) 米韓 F T A だが、どんな影響が出るか我々は分析していかなければいけないが、アメリカ側の関税もかなり低いので、関税撤廃効果そのものは多分そんなに大きくない。ただ、F T A ができると、特に、アメリカがやっている F T A の場合には、サービス産業だとか、投資といった部分でかなりの自由化が進むので、そういうものも含め、かなり大きなアナウンスメント効果がある可能性がある。

それは、ほかの F T A、E P A でもそういう傾向があり、日本とメキシコの E P A については、関税撤廃による直接の効果はそれほどないが、投資が増えるなど、経済交流全体が増えるということが起きている。米韓 F T A の場合には、特にそういうところに注意して、効果を見ていく必要があるのではないか。

(中富審議官) 当然のことながら、投資・サービスにも大きな影響が出るだろうと考えている。

関税も、例えば、電機、液晶関係など 5 % の関税があり、これは現地生産しているもののほかに、今、日本から相当輸出しているのも、やはり相当な影響が出てくるだろう。

(小田部局長) 補足すると、同じ品目でも、メーカーによって大分違う。例えば、自動車にしても現地生産を相当進めているところと、ほとんど進ん

でないところとで、当然、影響が違ってくるとというのが1点。

2点目は、例えば、韓国市場を見た場合に、アメリカ車などほとんど見たことがない。恐らくアメリカ車が増えるということもそうはないだろう。やはり、経済実態、競争を見る必要がある。

(浦田主査) 日米FTAに関し、アメリカ政府はどう見ているか、もし情報があったら教えていただきたい。

(小田部局長) 自分が、約1か月前、ワシントンへ行って、USTRと話したときには、少なくとも現時点においては日本とのFTAは考えていないということであった。

(浦田主査) その理由は何か。

(小田部局長) やはりドーハ交渉が、まずは取り組むべき課題であるということ为先方は言っていた。

(伊藤メンバー) 私のつき合う範囲は広範なものではないが、今のお話は私が聞いている話とはちょっと違う。アメリカ側ではそういった話し合いに入りたいと考えている人たちがいる。だから、全員がネガティブではないということだと思う。

アメリカとのFTAはどうして韓国ができて、日本ができないんだ。ASEANとも、中国ができて、韓国ができて、どうして日本ができないんだ。そのうち、韓中もできてしまうかもしれない。韓EUもできるかもしれない。ASEANは、中国が投資まで入れましようと言って、どんどん進めている。日本だけが孤立していくという構図が見えるのではないかという気がする。

(小田部局長) ASEANとの関係については、確かに中ASEAN・FTAはまとまったが、中ASEAN・FTAは物品だけである。ただ、これもまだまだと理解している。我々の分析によると、中ASEAN・FTAというのはそれほど深掘りではないという認識である。

それから、日米FTAを考えた場合に、やはり日米両国の経済規模も考える必要がある。やはり米韓を合わせた経済規模と日米というのは圧倒的に違うわけだから、そこは全く捨象して考えることはできないのではなかろうか。検討要素の一つである。

(浦田主査) 日米が世界経済に占める割合が大きいので、そこでFTAと

いう部分的な自由化をするのはどうかというお話だが、世界大での自由化、つまり、W T Oでの自由化が最終目標である。それに向かってプラスの効果をもたらすのであれば、私は経済規模が大きい、小さいというのはあまり重要ではないと思う。だから、日米という大きな国が自由化をしたから、ほかの国も自由化にメリットがあるという方向に行けば、私は日米 F T Aを進めていいのではないかと感じる。農林水産省の方も、最初のところで日米経済は規模が大きいから、そこが F T Aを結ぶのはどうかという意見を言ったわけだが、私のような意見に対してはいかがか。

（佐藤総括審議官） やはり米国、日本併せて世界の 40%の G D Pというのはものすごく大きな量で、当然ながら、E P Aを結べば、関係国に影響を与える。結ばない国の輸入なり輸出なりを排除していくことになり、この2国でやると、やはり、かなり大きな影響を与える。特に途上国に対する影響を経済規模の大きな国として、やはり同時に考えていかなければならないだろう。また、農林水産の面から言えば、既に4分の1を米国から買っているという現実があり、そこを更に加速するということがどうなのかという思いもある。

（少徳メンバー） 2つほど申し上げたい。1つは製造業で海外シフトがずっと長い間進んでいたが、その日本回帰というか、日本帰趨というトレンドがでてきている。特に高付加価値、ハイテク商品を日本国内で生産し、日本から輸出するという流れがあるレベルまで戻ってきているように思う。その中で一番大きな懸念事項は、日本がE P A、F T Aネットワークづくりに遅れるということである。

遅れた場合、製造業、特に電子・電機産業の場合は、グローバルな競争の中で、勝ち抜いていかなければならない。その中での競争が、特に韓国との間で厳しい。常にどこで製品を開発・設計し、試作し、量産し、どこからどこへ供給するのが一番グローバルに最適かという検討を続けている。そうした中で、日本がE P A、F T Aネットワークづくりが遅れていることが大きなマイナスである。次にまた、A B A C委員（日本）として活動する中で、他国のA B A C委員から得るインプットで考えてみると、日本があまり積極的でない。常にリアクションで、プロアクティブな動きをしないことを強く、

これはインフォーマルなレベルで話しているときに言われる。日本がこのまま F T A / E P A ネットワークづくりに遅れていくことは、日本の経済全体にとって非常にマイナスの影響があり得ることを認識する必要がある。

韓国がアメリカと F T A を結び、その勢いで、韓国が E U と F T A を結ぶということになると、日本とアメリカとの貿易関係で、韓国がアメリカと F T A を結んだことによるマイナスの影響は比較的少ないのであるが、韓国が E U と結んだ場合に、E U の輸入税等々の削減・撤廃によるメリットが韓国に大きくシフトするので、日本側が、特に日本でつくったハイテク商品の輸出に非常に大きいハンディキャップを負う。

企業の場合は、グローバルで連結して経営しているから、日本でつくることを選ばずにネットワークその他の面で競争条件が整っている国で作り、そこから輸出するという選択肢があるが、日本経済という立場で考えてみれば、やはり日本で、特に高付加価値、ハイテク商品をつくり、世界に輸出していくという構造は是非、愛国的な意味もあり、継続していきたい。

そういう面で、この F T A / E P A のネットワークづくりに遅れない、特に電子・電機産業の分野から見ると、韓国との間でネットワークづくりに負けない、むしろ日本が韓国に先んじた E P A、F T A ネットワークづくりができるという姿勢を強く望む。

(浦田主査) 関連して、「これまでの意見の集約」の中で、E P A の交渉期限を定めてネットワークづくりをするのがよいのではないかと書いている。今の少徳メンバーの意見もそれに関係していると思うが、それについて各省庁の方々から少徳メンバーの意見とともに私の今の具体的なテーマ、提案について意見を伺いたいと思うが、いかがか。

(小田部局長) 米韓 F T A との関連において、まさに E U が大変だという話は私も聞いているところであり、そのとおりだろうと思う。

それでは、どうするのかといったときに、日米 F T A をやりつつ、日 E U ・ F T A をやるのかというと、日、米、E U の三つ巴 F T A 化ということになる。これも相当、次元が違う話になってくるだろう。

日米 F T A だけやって、E U はやらなくていいのかというと、やはり E U との関係、これは政治的關係も当然ある。反対に、日 E U だけやって、日米

はやらなくていいのか。日米も政治的関係もある。すると、日、米、EU、3極を全部視野に入れた交渉をやるということになると、単に今までのものとは違った次元の話が出てくるだろう。

交渉期限については、なるべくスピードアップするが、外務省としては、期限というよりは内容だろうと思っている。国次第だろうと思う。期限を切って、期限内で小さくまとめるというのが必ずしもすべての場合における選択肢だとは思っていない。

(中富審議官) 米韓の影響はそれ自体としても非常に大きいと思う。また、韓国が今後、中国、EUとの交渉に入る可能性が大きい。特に、EUと韓国がFTAを結んだ場合、現在の乗用車の関税は10%あり、それから、薄型テレビと家電製品で14%あるということで、日本の企業の競争条件に非常に大きな影響を与えるということは確実であろう。

当然、WTOの動きを見ていく必要があるが、日米にしても、また、日EUにしても、真剣に可能性を検討する時点に来ているのではないかと考えている。

交渉期限であるが、これはプロコンがあり、小田部局長がおっしゃったように、小さくまとまってしまう危険性がある。やはり質を重視しながらきちっとやっていくということだろう。例えば、「我が国は自由化率9割など絶対にやらない」というような国もあるわけで、そういう中で期限を決めて、無理にやることに意味があるのかということやはり考えなければいけない。

(佐藤総括審議官) EUとかアメリカとか、経済的なボリューム感の極めて大きいところとの関係は、やはりWTOの多国間の規律でやっていくことが基本だろう。

期限については、ある種、国によるところもあると思うが、やはりいろいろな交渉の柔軟性を考えると、少なくとも機械的に何か月などと決めていくということはいかがか。

(坂口審議官) 今の交渉期限のことで、我々、交渉に参加させて頂いている立場としては、やはり相手国によっては我々とEPAの自由化率の考え方、WTOとの整合性の考え方、それから、より細かな話では、原産地規則の在り方などで大きく違う場合があり、それらを説得して、交渉して、高い水準



のEPAに持っていくためには、やはり時間もかかる。相手の交渉キャパシティの問題もある場合がある。

スピード感、時間的なターゲットをもって交渉しているが、交渉期限をあまり機械的に、1年以内、2年以内というふうに決めることはできない。単なる交渉技術、交渉の問題だけでなく、やはりEPAの質にも関係してくるだろう。

(木村メンバー) 我々の期限を切った方がいいのではないかという提案は、早くそれをやって、質が低くてもいいという提案をしているのでは勿論ない。国内調整等々を期限に合わせて早くやっていただきたいということを行っている。交渉上の、あるいは国内調整上のいろいろな事情があることは重々承知しているが、一方で、EPAができるかできないか、いつまでにできるかできないかもまた一つ、非常に重要な要素なので、早くやってほしい。だから、質は低くてもいいと自動的に言われてしまうと、それは我々のもとの意図とは大分違ってしまう。

(伊藤メンバー) 今のお話は、「我々はクリーンなものをやりたいんだが、ダーティーにしておきたいという相手の説得に時間がかかる」というように聞こえる。しかし実際に何が起き、どういう自由化率かを見ると、これまでは相手の方がクリーンなわけである。日本が嫌がって遅れていったのではないか。

(坂口審議官) 伊藤メンバーがおっしゃることで言えば、相手国の譲許率、自由化率をそのレベルまで持っていくというのが我が方の一つの目的であるので、そこまで時間がかかったということである。

(伊藤メンバー) それでは、自分は開けないで、相手に開けてもらう。

(坂口審議官) 私どもの自由化もベストなもので、交渉をしたということである。

(小田部局長) もう一つ補足すると、EPAは単に水際の関税だけではない。広範な分野、投資、サービス、知財、いろいろある。そういったところがまさに我が国のEPAのメリット、特色だろう。そこに結構時間がかかる。

これから更に遅れている途上国が控えている。まず最初に、彼らからしてみれば、自分は途上国なので、特別、かつ優遇された待遇がほしいという、

入り口論でまた相当、時間がかかり得るということはあろう。

(浦田主査) あと1つだけ質問させていただきたいが、日豪EPA、もうすぐ交渉が始まるが、「これまでの意見の集約」では、日豪EPAは天然資源の少ない我が国云々と書いてあり、国民の理解を得るべき、経済全体の相互利益、具体的には消費者の利益なども含めて理解を得て進めるべきと書いてある。日豪EPAに関して、既にお話があったが、もし追加的に何か我々のここにまとめてあるような意見に対してお考えがあればお聞きしたい。

(高木メンバー) 併せてお答えいただくということで、農林水産省の資料で一番最後のページについては特に説明がなかった。国内農業補助金の資料があり、これを見ると、日本の約束水準に対するAMSの実績がかなり低いというか、達成率が高い。何がこういうことをもたらしたのか、お答えいただきたい。

(小田部局長) 日豪については、重要なEPAであると同時に難しいEPAである。この日豪EPA交渉のもたらし得る利益について、より幅広く説明をしていく必要があるというのはおっしゃるとおりだと思う。

(佐藤総括審議官) 日豪の関係については、先ほど説明したとおりである。AMSとの関係で、基本的に大きかったのは、やはりコメの改革ということで取り組んできたものが反映され、大きくAMSの削減につながっている。

米国、EUに比べても、この部分ではかなり優等生というか、WTOの規律に従った改革を大きく進めているということで、このことを一つの材料にしながら、また各国等に改革を迫るといようなことで交渉している。

(中富審議官) 日豪であるが、「これまでの意見の集約」の中に書かれているように、国民の理解を得るべきということはそのとおりであり、経済産業省の資料の6ページで、今後の国内総生産への寄与額は平成20年で、ネットで2兆3,000億円。これは報告書の数字であるが、こうした内容、資源・エネルギー確保の重要性、今回の交渉がそれに与える意味を踏まえてしっかりと交渉すると同時に、きっちりと説明していき、国民的な理解を得る努力が必要だと思っている。まさに、「これまでの意見の集約」に書かれているとおりである。また、我々も努力をしていきたいと考えている。

(浦田主査) 国境措置の在り方に移りたいと思う。

もし、よろしければ、小田部局長の方から、国境措置の在り方、「これまでの意見の集約」に幾つか書いてあるわけだが、いかがか。

(小田部局長) 非常に難しい質問で、セクターによっても違うし、品目によっても違うので、なかなか一律に申し上げられないが、「これまでの意見の集約」に書かれている、経済合理性を吟味し、対象品目、関税率を十分検討すべきというのは、そのとおりだろうと思うし、今までもそうしてきている。

他方、実際の交渉をやっていると難しいのは、今、G A T T、W T Oにおいても、国境措置が認められているのは厳然たる事実であり、日本のみならず、ほかの国も国境措置を張っているということである。

それから、例えば農業交渉といったときに、もともとはウルグアイ・ラウンドで世界的に農業改革をどう進めるかという問題意識で始めたものだが、そのときは単に国境措置だけではなく、国内補助金、輸出補助金と、全体として交渉をやろうという枠組みで農業交渉をやっている。したがって、農業交渉について言えば、まさに現在もそうであり、そういった取組みは国際交渉であるので、当面やらざるを得ない。

(浦田主査) 中富審議官、国境措置の在り方で、ここではきちっとした理由がなければそれは撤廃すべきだ、もし合理的な理由があったとしても、国境措置ではなくて、違う措置、違う施策で対応したらいいのではないかというような我々の意見の集約だが、いかがか。

(中富審議官) E P A、W T O、全体に言えることであるが、鉱工業品の分野については、日本はほとんど関税はないし、また今後の日本の産業の競争力を考えると、ほかの国が国境措置を撤廃していくということは死活的に重要である。W T Oの成功は当然不可欠であるし、また、E P Aは極めて有力なツールとなっているということだと思う。

鉱工業品の今までのE P Aにおける自由化率を見ると、日本の場合は極めて高いレベルで自由化をしている。100%にほとんど近い数字になっているかと思うが、我が国として引き続き関税撤廃に向けて努力していくことが、日本国自体の競争力を高める上で非常に重要なのではないかと考えている。

(佐藤総括審議官) ウルグアイ・ラウンドのときにも、関税を削減すると

いうことで、平均 36%の削減をきちんとした。

今回の交渉においても、やはりこちらもすれば、相手もする。それから、市場アクセス、いわゆる関税の部分と、それから国内の補助金の問題とか輸出補助、これは補助金を付けて実施するわけだから、非常に競争上問題があるわけだが、日本がやっていないことをかなりやっている国もあるわけで、そういうものも削減したり、やめたりしてもらわなければいけない。そういうバランスの中で関税の削減をしていくという規律が今後決まってこようと思う。この問題についてはそういう仕組みの中でバランスを取って解決していくことが重要だと考えている。

(本間副主査) 国境措置の在り方について、いわゆる関税の水準そのものについて説明いただいた。関税化したとはいえ、さまざまな形の国境措置が残り、例えば豚肉の差額関税制度だとか、関税割当制度等々の、言わばストレートに関税だけではない、ある種、変化球というか、変形がある。そうしたところも非常に不透明な部分が残っている。豚肉の差額関税制度については、事件が起きたりしているわけで、そういうところを含めて、もっと透明性の高いものであって、なおかつ、それが国民的に納得できるものにしていく必要がある。

(浦田主査) 佐藤総括審議官、この点についてはいかがか。

(佐藤総括審議官) 今、関税割当の制度の話が出たが、関税割当の制度というのは多くの国でやっている制度である。今の交渉の中でもセンシティブ品目、重要品目については、関税割当の拡大という要素も含めて対応していくという議論がなされており、関税割当そのものについては、広く国際社会の中で認知されている。

勿論、割当の量が多い少ないという議論はそれぞれ輸出国、輸入国の中であるが、関税割当制度そのものは一般的なものである。

差額関税の制度についても、指摘のような事件が起こっているが、これについては厳正に運用していかなければいけないと思っている。

制度については、今、関係の農家の方、あるいは貿易関係の方、消費者の方々等から意見を聞いているところであり、ドーハ・ラウンドの交渉の機会を通じ、改善の方向を研究していきたい。

(浦田主査) 関税割当がほかの国でも使われているから、日本が使ってもいいのではないかという、改革を目指す農林水産省としてはやや後ろ向きかなという気はする。それは置いておいて、差額関税というのはほかの国でも使われているのか。

(佐藤総括審議官) これは、ウルグアイ・ラウンドのときにさまざまな輸出国と私どもとの交渉の中で、その合意の下につくられてきた制度であり、譲許交渉を通じ、加盟国全体にお認めいただいた制度である。

それで、運用してみて、やはり幾つか問題が出てきているので、その部分についてはよく検討していかなければならないと思っている。

(浦田主査) ほかの国では使われていないのか。

(佐藤総括審議官) 全くないのかということは承知していない。

(本間副主査) 関税割当は、ウルグアイ・ラウンドで関税化する際に、その前にクォータ、つまり数量割当で残っていた部分をそのまま関税割当に移行し、その2次関税を多くのものについてどんと高く設定するという形で関税化した結果である。しかし、実質的な貿易拡大に結び付いていないという実態が、勿論、日本だけではなくて、各国にある。そういうことも含め、我々はダーティー・タリフケーションというような言い方をした。ウルグアイ・ラウンドのときにはイニシエーションというか、関税化を導入するために必要だった措置ではあるが、ゆくゆくは撤廃する方向で持っていくというのがWTOの趣旨に沿ったことでもあり、そういうことを含めて今後検討をお願いしたい。

(木村メンバー) 農産品についての消費者の潜在的な負担の話になると、いつもアンケート調査でどうしてこうして理解をいただいているという話である。先進国は一般に農業その他について寛容というのは傾向としてあるが、やはり、ちゃんと情報が伝わっていない。どういうメカニズムになっているか、消費者はわかっていないと思う。

例えば、一般的に消費税を上げようという議論をしたときに、5%から8%に上げると言っただけで政権がひっくり返るぐらい、大騒ぎになる。例えば、農産品については700%といった国境措置が実質的にかかっている。そうしたら、例えば、値札に全部、これは700%税金がかかっていると表示し

たら、全然話が変わってくる。だから、あまりアンケート調査のことを言われても説得力があるのかなという気がする。

（佐藤総括審議官） アンケート調査の結果そのようなお気持ちが国民の広い範囲にあるということもまた考えていかなければいけないと思っている。

（浦田主査） 例えば、この商品にこれだけの関税がかかっているということを皆さん存じかということを書いたらどうなるか。そういうアンケートでも取ればどういうふうになるか。

国境措置について、ほかにいかがか。

（大泉メンバー） 問題の所在が見えなくなっている。農産物の関税は世界全体でも低水準にある。12%ぐらいという話があった。一方で、これまでのFTAで、日本の譲許率が低いという話があり、全体として、EPA、WTOを推進するときのイニシアティブあるいはリーダーシップを日本がなかなか取れない状況にある。韓国は積極的と思われるし、あるいは中国もそう感じられるのに、日本はなかなかそれが推進できない。

一体、何がネックになっているのか。日本の農産物の関税が低ければ、さほど支障なく交渉は行くはずである。しかし、それがそうならないというのは一体どこに問題があるのか。問題の所在がだんだん見えなくなってしまう。

そんな印象を持った。

（伊藤メンバー） 先ほどからWTOの話がちらちらと出ていて、FTA、例えば日本とアメリカがやれば非常に大きなインパクトを持つからWTOを進めた方がいいとか、FTAがどんどん広がっていくよりはWTOの進展を見てとか、ウルグアイ・ラウンドのときはこうだったという話だが、我々の、少なくとも私の印象というか、これは書いたものが出ていると思うが、ウルグアイ・ラウンドの日本の交渉スタンスは失敗だったというのが私の理解である。結局、最後のところでリーダーシップを取る局面がなく、決まったものを受け入れざるを得なかった。特に、コメについては関税化を最後まで拒否したために、ミニマムアクセスをどんどん上げていくということに合意した。

ところが、だんだんミニマムアクセスが大きくなり、その費用がどんどんかさねてくると、最後に関税化した。それでは、あそこまで関税化を嫌がっ

たのは何だったのか。最初から関税化すればよかったではないかという疑問が湧いてくる。今、また同じ間違いをしてほしくないと思う。

農林水産省の資料の一番最後の図に、日本とEUがあたかも一体となって3極が形成されているかのような図が書いてあるが、私の理解では日本というのは、この3つの枠から外れたところにいて、3つの枠の交渉に必ずしもかみ込んでいないのではないか。それは上限関税のところでは何%にするという交渉に入れず、絶対嫌だと言っているとか、センシティブ品目のパーセンテージも、この3つのグループからかなりかけ離れたポジションを取っているということで、またウルグアイ・ラウンドと同じようなことが起きてしまうのではないか。もしWTOでリーダーシップを取っていれば、アメリカとFTAなどというのはとんでもない、WTOでしっかりやりますからというのは説得力を持つ。WTOの交渉で、日本がFTAというような仲間うちの自由化はけしからん、WTOでやるのが王道だという主張を繰り返しているのであれば、これは貿易学者としては非常に心強いと思う。しかし、どうもそうっておらず、何か自分の主張に都合のいいときだけWTOが出てくるというような気がする。この辺りはいかがか。

(高木メンバー) 大泉メンバーが平均関税率が低いのに、という話だった。さっき私も説明をしっかりと聞き取れていたかどうかはわからないが、計算の仕方によってはというような説明だったと思う。これは計算の仕方が問題ではないかと思う。だから、この平均関税率を前提に議論すると、ちょっとおかしいのではないかということも含め、もしお答えがあればお願いしたい。

(浦田主査) お二方の意見は、私が理解するところ、FTAでも、WTOでも、農業部門での交渉でリーダーシップが取れていないではないかという話だったと思う。これについてはどのようにお考えか。もう少し前向きにリーダーシップを取っていれば、ウルグアイ・ラウンドももう少しいい結果になったかもしれないし、FTAに関してももう少し早く進むことができるのではないかという意見だと思うが、いかがか。

(佐藤総括審議官) さまざまな質問をいただいた。

10ページの表で、日本とEUが近いのはおかしいのではないかという意見だった。右下にあるブラジルとインド、同じグループにあるが、やはり大き

な意見の違いはある。ただ、基本的にはおおむね、国際的に、この三つ巴の形、基本形は認知されている形である。日本とEUで共同のポジションというか、重要品目については共同のポジションをつくるというようなことでいろいろ議論を進めている。大きく考えていくと、先進国で域内の農産物も生産を大事にしていこうというグループである。勿論、全く主張が同じということではないが、このような形で説明することはおかしくないのではないかと考えている。

関税率の問題であるが、先ほど説明したが、経済産業省の資料の中で9.9%という数字もあったので、取り方とか期間の関係で少し数字が違ってくることはあると申し上げた。ただ、関税率で、日本の場合には野菜、果物等々、低いものも数多くあり、数量制限から切り替えたものについて価格差を反映することで高い関税率がかかっている。

なぜやりにくいのかというような話もあったが、承知のように、日本の国土は南から北まで長いわけである。それで、地域を支える品目が、本州部分では、かなりコメという部分もあるが、北海道の場合に、酪農、肉、ビートというものが出てくる。また、南に行くとサトウキビとか、畜産業が出てきて、かなりバリエーションに富んだ農業が行われている。品目的に地域を支える品目の広がりが大きくなっていくということは、やはりほかの国に比べるとあるのではないか。

(井出官房長) 伊藤メンバーから、ウルグアイ・ラウンドの農業交渉のスタンスが結果的にはまずかったのではないかという指摘があった。コメを関税化するというのは、言わば質的な転換である。関税化した後、関税の水準をどのくらいにするかというのは量の問題なわけだから、当時の交渉担当者からすれば、その時点で関税化という質的な転換を受け入れるのがいいのかどうかについて判断した上で、輸入数量枠の拡大という道を選択した。

その後、その輸入数量枠の拡大が定着する中で、利害を比較考慮した場合に、どちらがよりポイントが高いかを判断できる状況の下で判断を変えたということであって、ウルグアイ・ラウンドの当時において、ああいう決断以外の決断はできなかったのかという点については、ずっとそういう体制でやってきたものを質的に思い切って転換できるか、そういうことについての判



断があったのだらうと思う。

後から評価すると、あそこでやっておけばということは、必ず過去にもいろいろあるわけだから、そういう問題ではないか。

(本間副主査) 12%、9%というのは非常に大事な点であり事実確認したい。私の理解で言うと、関税率は、コメの関税については、今、TE(関税相当量)は341円だが、これでは入っていない。この中の292円というマークアップのところは特別会計に行くわけで、341円引く292円の49円だけが関税扱いになっているはずである。だから、そこを確認していただきたい。

それで、12%を出すときには、コメの関税についてはTEである341円ではなく、それから、マークアップを差し引いた部分のみが関税として計算されているはずなので、そこは確認しておいていただければと思う。OECDのデータはそうになっているはずである。小麦等々についても、いわゆるマークアップで徴収するところは一般会計に行かないので、関税収入とはみなされていないはずである。

(浦田主査) 確認していただければありがたい。

(小田部局長) 伊藤メンバーが言われたウルグアイ・ラウンド交渉の評価であるが、勿論、農業交渉の評価も含まれるわけであるが、それに加え、やはりウルグアイ・ラウンド交渉の成果というのは、例えばサービス、知的財産権、あるいはTRIMといった分野で新たな規律ができたというのは非常に大きな進展だと思っている。更に紛争処理手続で改善が見られたということは、まさに成果だと思っている。そういう中で、例えば知財については相当日本がイニシアティブを取ったという側面もある。

(浦田主査) 時間がきたので、最初の2つのテーマについては以上で終わりにしたい。それでは、財務省、外務省、経済産業省の方、どうもありがとうございました。

(財務省、外務省及び経済産業省関係者退室)

(浦田主査) 続いて、農業の構造改革について、農林水産省の方から5分程度で冒頭発言をお願いしたい。その際、前回お話しいただいたときに十分

議論できなかったテーマであるが、外国人労働者の受け入れについても触れていただければありがたい。

(井出官房長) 私の方から簡単に説明する。

お手元に資料として、表紙除きで3枚紙を配ってあるが、まず、1ページをごらんいただきたい。

国内農業の体質強化とか、競争力の強化という点については、我々としてもなるべく短期間に、また、現場の混乱を最小限にしながら目標を達成するためにあらゆる柔軟性を持って対応していく考えである。

既に2月26日のワーキンググループでも説明したが、その内容も含めお手元に配らせていただいた「21世紀新農政2007」を4月4日の官邸の食料・農業・農村政策推進本部、これは総理の下に組織されているものであるが、そこで決定していただいた。この方向で改めて改革の加速化をかけていきたいと考えている。

まず、おさらいだが、これまでの取組みの考え方である。農業の構造改革の目標については、基本計画の下に平成27年に効率的かつ安定的な経営体が経営する農地が全体の7～8割を占める農業構造を確立するという一方で、こういった方向に向けて努力をしている。

ただ、この目標水準は過去のトレンドでは賅えない高い水準になっているので、この担い手の経営発展に向けた各種の条件整備を加速化させていくことが必要な状況である。

中段にあるように、平成17年10月には経営所得安定対策等大綱を決定し、「品目横断的経営安定対策」「米政策改革推進対策」「農地・水・環境保全向上対策」の3対策が一体となった改革をするということで、今年度から21年度までの3年間を第1期として改革を開始している。

「品目横断的経営安定対策」については、農政の大転換で、意欲と能力のある経営者に対象を絞るということで、我が国の、一律で行われる農政からの脱却を目指している。

「米政策改革推進対策」についても、農業者・農業者団体が主体となって需給調整をやっていただくシステムへの移行ということで、22年度にそういった形を実現するということを目標している。

次のステージに向けた改革だが、その第一歩として、農地政策の抜本改革を行うことにしている。

先日も説明したように、担い手への農地の面的集積の加速化を可能とするシステムを構築することを考えており、それに加え、担い手が農地を安定的に利用確保できるための方策だとか、標準小作料制度の検証なども含め、全体の姿を早急に具体化して制度改正をし、その周知徹底に努めていこうとしている。

また、こういった経営基盤面での条件整備が進展すれば、創意工夫を発揮し、ニーズに即した生産・経営を行う経営者が広範に育成されると考えているが、その一方で、需給情報や市場シグナルをより一層、農業経営者に的確に発信していくといった面での適切な経営判断をしていただくための条件整備も併せて図っていこうと思う。

具体的には、既にコメについては産地品種別の販売価格の公表等も始めているし、農協系統における共同計算の情報の組合員への開示とか、できるだけ早期に精算をしていただくといった取組みも推進していく考えである。

政策のパッケージであるが、基本計画に基づいて19～21年の3年間の第1期として、今、しっかりした工程管理をしながら改革を進めているところであるが、私どもとしては、本年秋を目途に、農地政策改革の具体的な内容を中心とした施策の全体像と工程表をパッケージとして、体系的にわかりやすく提示したいと考えている。

5年間という話があったが、19～20年を第1期として既にスタートをしており、現場をあげて具体的な取組みが本年開始されたところである。この21年までは既に実行しようとしている施策内容等が紛れのないように、これをしっかりやっていくことが大事ではないかということで、22年度以降の施策の姿と、そのステージへの移行の手順、段取りなどを中心に明らかにしていきたいと考えている。

「これまでの意見の集約」にある「食料安全保障」についてであるが、これも「21世紀新農政2007」で明らかにしたように、現在、バイオ燃料向け穀物需要の増大とか、途上国の経済成長などといったことで国際的な食糧需給がかなり変化の兆しを見せている。将来的には逼迫する可能性がかなり強ま

ってきているという指摘がある。我が国は世界最大の食料純輸入国であるから、国家の基本戦略として新たな食料戦略を確立していくことが必要ではないかということで、食料をめぐる状況や世界の食糧需給見通しなどについて客観的に把握・分析する体制を整備する。その成果を踏まえ、各界の有識者の参画を得て国民的な議論をしていただく組織もつくっていかうというようなことを「21世紀新農政 2007」の中で打ち上げている。

最後に、外国人であるが、17年の国勢調査によると、農業に従事している外国人はいわゆる技能実習生も含めて約9,500名と言われている。この5年間で大幅に増加してきている。

ただ、外国人研修制度については、研修の目的とかけ離れた運用というか、例えば一部には研修生に不正に残業を行わせていたり、実習生に法定賃金以下で残業を行わせるといった不適正な事例も見られ、適正化が求められている。

更に、現在の制度については、農業分野に特有の課題もある。例えば、農繁期に十分作業が行われなかったり、冬場に作業のない地域では技能実習ができないとか、研修生にとっては単なる技能習得だけではなく、日本の農業経営全体を勉強したい、そして、帰国後、自らの農業経営に生かしたいというふうに考えておられても、複合経営等で農産加工などをやっている部分について研修ができないとか、あるいは1経営体当たりの研修生の受入人数枠が中小企業3名なのに、農業は2名以下となっているというような点について、受入側においても、あるいは研修生の側からも具体的な改善要望が出ている。

こういった課題に対し、実態に合った作業が行われ、研修生の研修の実が上がるよう、制度の見直しを含めて検討する必要があると考えている。

以上である。

(浦田主査) どうもありがとうございました。

それでは、メンバーの方々から意見・質問をお願いしたいが、いかがか。

(本間副主査) 農地政策改革では、農地の面的集積の加速化、仕組みの構築、それから安定利用の確保というのがうたわれているわけだが、具体的にどういう制度をお考えか。

(高橋局長) 農地政策改革については、まず制度的枠組みとして、農地法という基本的な部分がある。そのほかに集積を加速化する制度として、農業経営基盤強化法がある。

日本でどの程度の農地面積を確保していくかについては、農振制度、農業振興地域の整備に関する法律があり、また、いわゆる農地の質的向上を図るための事業推進のために土地改良事業がある。この土地改革事業は通常の公共事業と異なっており、いわゆる申請主義で、生産者自らが、この事業についてイニシアティブを取るという仕組みになっている。その生産者というのは当然、農業経営者のことである。

これらの制度全部について、平成 27 年を一つの目標にしているわけであるが、そこに農業らしい農業を営む効率的・安定的経営体を早急につくり上げていく。そこに課題を絞って、今、申し上げたような現行の農地制度、あるいは農振制度、基盤強化法、すべての問題について、今、洗いざらい検証している。

ポイントとして、一番大事なのが、利用集積を行うのはいいが、面的にまとまっていないから、まず、これはきちんとやらなければいけないということで、この 3 月に 1 つまとめたが、まだもろもろの制度的課題がある。

1 つは、農地面積をどのように確保していくのか。確かに、経済状況がこんな状況になっているので、転用というのが公共転用、その他の転用も含めて若干減っているが、一方において、増やす要素は農地開発しかない。これは現実には想定されていない。そうすると、きちんとした農地をどのように確保していくのかということ課題としなければならない。

それから、遊休農地が発生しているわけである。耕作放棄地化した農地、あるいは遊休農地についてどのようにきちんと対応していくのかということも考えなければならない。

最後に、そういう農業を誰が主体的にやるのか。今まで想定しているのは、例えば個別農業経営。これは法人経営であれ、家族農業経営であれ、個別農業経営が中心になっていたわけであるが、新しい企業の参入も進んできた。その企業参入してきたようなものについて、今の制度でいいのかどうか。誰が今後を担うのかということについても検討するというので、まず面的集

積のところはとりあえずのものは1回まとめたが、次の遊休農地だとか、それらの課題について、これをなるべく、先ほど官房長が言いましたステージに間に合うように早急に検討し、秋口までにはまとめたいたいと思っている。

(本間副主査) これまで長い間、制度として持ってきたものに対する認識や評価は、今、始まったわけではなくて、これまである制度を徹底的に活用しようと思ってやってきた結果が、現状なわけである。だから、今、何か新たに農地制度の検証を始めたというようなことを言われると、何だか、遅い早いというよりも、対応が違うのではないのかという感想を持ってしまう。

すなわち、これまでの農地制度の検証というのは十分やってきたのではないのか。そうでなかったら、制度としておかしい。現行の制度でこれしか農地集積が進んでいないゆえに制度改革が必要であるということが我々の認識としてある。そこについてまだ共通認識を持たないから、現状分析して、加速化するような制度をこれから考えますということでは、こちらが「これまでの意見の集約」として提示したものと非常に乖離があるという印象を持ってしまう。

(高橋局長) 説明の理解についてそう受け止められたなら、こちらの説明の趣旨から離れていると思う。

我々は、現状で、これまでの改革で積み上げてきたが、それが不十分であるという認識がある。これをともかく、早急に加速化させなければいけないというところは私どもの共通認識である。

そのときに、まず一番に、いわゆる行政の支援対象について、今後、日本の農業を担うべき形態にそれを限定しましょうという政策転換をこの4月からスタートさせた。農地というのは、ストックベースであるから、そこで経営が行われれば生産が行われる。そういう政策転換をして、今まで足りなかったものについて更に加速化するためには、今までの農地制度で足りなかったものを積み上げていかなければいけない。

例えば、利用集積については、量的なものはそこそこ積み上がってきているが、分散してしまっている状況にある。これでは生産性の向上が限界になってしまうし、更に規模拡大も実は限界になってしまう。移動時間だけで1日の量が取られてしまうようなことになる。

したがって、分散の状態から、早急に集中しなければいけない。しかし、土地は、私的財産の一番の基本である。日本で、今、私的財産権を公共目的に使うのは、収用が一番基本的な考え方だが、ある土地を公共収用して、またほかの民間事業者に渡すというのは、多分、収用では非常に難しい。それでは、そこをどうやって移動させるか。現に貸借関係でばらばらにやっているものを、一旦、きれいにしてやらなければいけない。その仕組みを、今まで保有合理化事業、売買事業あるいは貸借事業でやってきたが、それでは足りない。足りないのであれば、次は何をするのかということで、今回、新しいシステムをつくる。事業の集積システムをまず変えましょうということにした。これはやる。

ただし、それをやるときに、誰に集めるかとか、あるいは全体の農地、今、407万ヘクタールしか農振農用地はないが、これも相変わらず減少傾向にある。本当にそんなもので、このまま行けば、30万、40万ヘクタール、趨勢値でいくと減ってしまう。したがって、何とか優良農地を確保しなければいけないが、その確保の仕方はどうあるべきなのか。いろいろな議論がある。永久農地にして、転用は永久に不可にしろということをおっしゃられる先生もおられる。しかし、公共施設がそこに入ったときですら、そんなものは拒否して、要は高速道路をつくってはいけないと言うつもりなのか。道路もはねのけて、農地は農地で確保するということがあり得ないとするならば、そういったものを調整しながらシステムを考えていかなければいけない。

最後に、もう一点申し上げれば、誰がやるのか。誰でも担い手になり得ていいではないかという議論がある。現行の農業経営のありようについて、企業参入の問題も含め、もう一回、そのところは更に詰めるものは詰めていくということで検討し、早急にこれの答えを出していきたいと思っている。

（浦田主査） 緊急性に関する認識は変わらないという感じである。

（木村メンバー） W T O 農業交渉なり、あるいは E P A 交渉なりが農政にも影響を与える。農業改革を進めているというのはわかるが、通商政策を考える立場からすると、これは一体どういう通商政策の行く末を想定して立てられているのか、と思う。W T O 農業交渉、それから、E P A、例えば日豪をやりたい、何をやりたい、そのタイムスケジュールの中で通商政策が動い

ている。

それで、こういうものをつくられているときに、どういう具体的な想定をされているのか。これで十分、日豪もできる、WTO農業交渉はここまでは自由化するということを想定してつくっている、そういうものは当然、考えてやっておられるのか。通商政策を考える立場からすると、やはり、我々にそういう情報を流していただかないと、それで整合性が取れているのかチェックできない。

(高橋局長) 当然のことながら、今後の日本の農業の世界の中での位置づけをどう持っていくのかということが前提としてなければ、我々の農業を導く指標足り得ないと思っている。

ただ、木村メンバーがおっしゃるように、交渉である。だから、交渉では、日本としての最大利益を確保していくような形にしていきたい。それについて、結果論としてどういう形になるか、どこまでそういうふうな見通しでできるのかという議論はあると思う。少なくとも、日本の農業の姿はどうあるべきかは、例えば一昨年段階で、10年後の目標数値を示している。これは生産構造、消費の部分、それから、いろいろな議論があるが、自給率もあるが、日本の国内生産をその段階で、例えばコストを現状の3割から4割程度下げた形で、かつ一定の所得を確保し得る経営体というのが7割から8割の生産の中心を占めていく。すべてそういうふうになるわけではなく、一定の自給的な人たちもいるわけだが、そういうような生産構造に持っていくというのを、基本計画の中にも提示している。

現在、我々が進めている政策は、一昨年、提示した基本計画に基づき、そこに早く移行させていくというものである。例えば20ヘクタールとか、40ヘクタールとか、一定の前提を置いて、どんな経営なのかということを示している。平成27年当時に、コメであればどういう形態が中心になるべきなのか。そこを目標として、それをモデルとして、そこに、今、ある構造を持っていくということを提示している。

(木村メンバー) 我々がここでEPAについて提案したいと思っているのは、貿易自由化に関しては貿易額ベースに加え、品目ベースで高い自由化率を達成すべきであるということである。だから、これは何%と書いていない



が、例えば 97%とか 99%かもしれない。それと、農業の構造改革というのが矛盾しないのでできると理解していいのか。

(井出官房長) 我々が思い描いている平成 27 年の構造は、つまり空中に絵を描くようなことはできないわけだから、日本の農業者の実力として、現実には頑張ってもらって、政策的な支援もあるが、どこまでコストを下げられるかというのを見通し、これも実際に農業をやっていらっしゃる方や農業団体から見れば、相当厳しい削減水準を基本計画の中で示している。

しかしながら、前から申し上げているが、コメを始めとして、5年、10年経って構造改革が進んだとしても、裸でアメリカやオーストラリアのような規模の大きな新大陸型の農業と伍していけるようなコストには絶対ならない。だから、WTOでも、コメを始めとして、やはりセンシティブな品目はある。国内改革の努力はするが、それであっても、やはりセンシティブな部分があるものについては重要品目というカテゴリーである程度ガードをして守っていかないと、国内は何もなくなってしまう。そういうことは、日本だけでなく、国際社会の中で、EUであれ何であれ、農業国と言われている国、あるいは農業をある程度、国の中で大切にしている国には共鳴いただいてチームをつくっているわけである。

だから、あくまで 97%とか 98%とかをおっしゃるが、それに体を合わせろと言われても、そう簡単には日本の農業というのはいかない。ただ、努力は必死にするが、そこには超えられない格差があるから、この国境措置の在り方の④にもあるが、産業調整コストを時限的な措置でとおっしゃっているが、時限的では賄えない部分はどうしてもある。時限的な部分はあるだろうが、時限的では絶対に賄えない部分というのは残るというふうに私たちは認識している。

(浦田主査) 今の点について質問だが、その時限的ではない、半恒久的・永久的になってしまうかもしれないが、そういった調整をすれば、関税は、極端な話、ゼロになるということもあり得るといことも考えられると理解してよいか。

(井出官房長) 計算の上ではあり得るが、そのときに、2月の段階でも申し上げたと思うが、国内市場において価格の上では追いつくはずだが、供給

力の点や何かで外国産品に圧倒されることになり、国内の産品は安くはなったが、それを支えるために財政で相当な支出をし、しかも、物が余るといっておかしな現象が起こる可能性もある。これは、米韓の F T A、E P A で韓国の農業はどうなるのかを私たちも、今、情報が一遍に出てこなくて、小出しに出てきているので、まだよくわからない面もあるが、分析している。韓国の畜産がこれからどうなっていくか、あるいは韓国の畜産がウルグアイ・ラウンドで一体どうなっていたのかということも見ると、かなりの財政負担を既に韓国は畜産業に対してしていた。そのことが国家財政の非常な重荷になり、かつ、物は余って本当に困っていた。そういう中での米韓の F T A であったということもわかってきている。だから、数字の上ではそういうことはあり得るが、そういうことをやったときに、かえって国家としては非常なロスというか、大きな負担をしながら、国民に理解のできない政策になる可能性もあると思っている。

（浦田主査） コメ、畜産以外で高い関税品目がある。こういうものはどうか。つまり、ある一部の地域経済に関しては非常に重要だというのはわかるが、それがネックになって交渉が進まないというようなときに、やはり時限的な措置を取りながら、そういった生産は縮小してもらおう。自由化をして、結果として縮小になるわけだが、そういう見方に対してはいかがか。

（井出官房長） 個別産品について言えば、日本国内では非常に偏在しているが、その地域にとっては基幹産業であるというものがある。これをお金で解決できるかということになると、そこに産業がなくなってしまうわけだから、例えば沖縄とか、北海道で、それではそこに住む人がいなくなってしまうというような問題にまでなるので、これは単に農産物の価格の問題とか、消費者と生産者の問題だけではなく、もっと多角的に検討しなければならない問題でもあると思う。

（大村副大臣） 農地政策について、今の状況をお聞きしているが、今の政策で大分、担い手に集約してきて、まあまあ進んできたと私も評価している。ただ、その中で農地が分散しており、このため移動時間でロスがあるから、これ以上生産性が進まないということである。これをまた集積していこうという方向性も理解するし、その方向でやっていただくことは大変結構なこと

だと思う。しかし、そのやり方として、確かにさつき局長がおっしゃられたように、土地というのは非常に強い私有財産である。例えば利用権を切り離し、いままで流動化してきたということだが、それを更に、ここは誰かが耕している、ここは誰かが借りている、ここは別の人が借りている、そういうものを一遍に調整して、本当に集約していくことが、現実問題として机上で考えていることと、実際に現場へおろしたときにうまくいくのかどうか。

それをやるときに、利用権といった権限を変換していくようなことになる、相当、強い行政権限を使わないとできないと思う。行政、市町村に更にそういったものをやれとやっていくことが、全国の津々浦々までしみ通るのかどうか。やはり、強い行政権限でこうやって集積していくということが、今の政策のいわゆる日本の政策のやり方、ツールとして、できるだけ民間の力を使いながらやっていただくという方向として、本当にいいのかどうか。これは現段階で私の率直な疑問点というか、これからの皆さんの論点になると思う。本当に市町村が受けてくれるのかとか、農協がどうかみ込んでくるのかといった点である。

正直言って、こういう農地の転換というところまでは、担い手を育てることをしっかりやっている農協はやると思うが、多分、そんなことは行政がやってくれと言って、多くの農協はそこまでやらないということではないか。行政も、市町村も、コストのかかることを何で押し付けてくるんだというような話になる。また、昔の転作の一枚一枚の田んぼの確認のところまでというようなことを彷彿させる。本当にどうなるのかと率直に思うので、その点を聞かせていただきたい。

それから、そもそも論として、私は優良農地なり、農地の確保というのは大変大事だろうと思うが、一方で、コメの生産調整をここまできつくかけている。実際の需要が昔は1,000万トンだったものが、今は800万トンまで落ちてきている。この十数年で2割、需要が落ち込んでいる。そのギャップを、農地をそのままにして、生産手段をそのままにして、きつい生産調整をきちっとかけるということが本当に現実問題いいのか。

私も、何年か前、今の米政策大綱を決めるときに、今から4～5年前から自民党の部会でも、それをさんざん申し上げ、本当にこの農地面積でいいの

かということを上申したので、そこら辺の認識はいかがなのかもお聞かせいただきたい。

3点目は、一番最後の外国人労働者の問題はやはり大事なことだろうと思うし、現実に、現場でここまで増えてくれば無視できない存在だろうと思う。これについて農林水産省として法務省とかいろいろなところにもっと条件緩和も含めて、これから働きかけていく。そういうお気持ちというか、お考えがおりなのかどうか。

その3点をお聞かせいただきたい。

(高橋局長) 最初に、担い手に土地を集約してまとめるという形である。これまでも、とにかく私権であるので、土地所有権、あるいは賃借権も含め、そういう権利について一定の機関が関与し、買ったり、借りて、それを転貸したり、売るというような形で集めるような努力はしている。

ただ、これはやはり相当限界が来ている。いわゆる直接権利行使というか、直接権利を取得するような形ではなく、あっせんという形がいいのかどうかも含めてだが、もう少しソフトな形で集めるために、そこに参加することが、貸す側にとっても、借りる側にとってもメリットがあるようなもの、ただし土地市場をつくるというようなものは、そこに参加できる数が限られてしまうので、なかなか難しいと思う。

だが、貸す側、借りる側の両方にとってもメリットがあるような形で支援をしていくような仕組みも、それは単に予算をつぎ込めばいいとかというような形ではないが、そういうようなこととセットで、かつ権利を直接、調整機関が取得するというようなことでない形で、あっせんとかそういうことも含めてやっていくようなシステムをもう少し考えていきたい。ソフトなシステムを考えたいということが第1点。

次に、農地面積の問題だが、農地面積については、現在の生産見通しに必要な面積を確保するという出た。ただ、一方で、現実から行くと、公共転用だろうが、その他の民間需要に基づく転用だろうが、あるいは耕作放棄地だろうが、転用は毎年発生している。やはり耕作放棄地の発生はきちんととめていかなければいけない。農地の利用率を向上させていくということが一つだろう。

ただ、そのときに、耕作放棄地がどこで発生するかである。要は基盤がきちんと整備されている土地ではほとんど発生しない。利用について効率性の高いような、平地の平場の大きな区画になっているような土地というのは、まず耕作放棄地が発生しない。やはり中山間の地帯だとか、あるいは遠くなってしまう、そういったところで発生しているので、この辺についての活用方策は、単にこれから農業生産で頑張ろうというだけではなく、例えば地域全体の活性化の中で農地をどのように利用していくのかという視点も必要ではないかと思っている。

最後に、外国人労働者の問題で、これは2つあると思っている。

1つは、単純労働者を入れるか入れないかという議論については、農業に特有な課題は多分ないだろうと思っている。農業だから、こういう理由があるので単純労働者が必要だというようなことは、ほかの産業と比べて農業だから特別だということは多分ない。ただ、現行のいわゆる外国人労働者の研修システムについて、やはり農業の実態に合わせた形にしていきたい。あるいは他産業と比べて農業は別な形で制度が仕組みられているようなところもあるので、そういう運用面については更に使い勝手がいいように検討して、勿論、制度の趣旨を損ねるようなことがあってはいけませんが、そこははっきりさせておく必要があると思う。

(大村副大臣) 1つだけ、先ほど農地の方で、ソフトなシステムと言われた。ソフトなシステムで分散しているものを、多分、担い手の農家も一生懸命、どこかに農地がないかというので探して話をつけて個別にやっているわけである。それで、ソフトなシステムで集まるか。ということは、農地法も根っこから変えてしまうという意味か。

農地法は結構きついから、そう簡単にソフトなシステムで動くかなという思いがある。

(高橋局長) 少なくとも、優良な農地を土地利用計画を正常化させておいて、きちんとした農地を確保した上で、やっていくというのが前提である。

そのときのありようについて、これまでは買ったり、借りたりというようなことになっていたところを、もう少し貸し手と借り手が、ある意味、今、利用改善団体みたいな仕組みがあるが、そういうようなもので、もっと情報

や何かもきちんと提供した上で、借りやすく、貸しやすくなるような外部環境もつくりながらやる。

(大村副大臣) ちょっと細かい話になって恐縮だが、田んぼとかその辺になると、現場でやっている人たちはどこの田んぼがいいかわるいかというか、どこが条件がいいか、みんな知っている。それを、2～3町歩あるから、もっところここに集めさせろと言っても、そこが条件がよかったら嫌だ、自分によこせなどと言うだろう。そういうのはソフトなシステムでまとまるか。

(高橋局長) そのときには、利用と所有でいうと、所有で動く北海道みたいなところは別である。

(大村副大臣) それでは、利用の方はいかがか。

(高橋局長) 利用で、府県の場合、やはり意識をきちんと変えてもらわなければいけない。それは所有と利用、農地を所有していることと、農地を利用するということについてはきちんと分けてくださいということである。今、副大臣がおっしゃられたような、要は誰それに貸したからとか、そういったところは一旦遮断してもらいたい。要は貸し借りの間の貸すサイドの、ある意味、貸し手との間の線が、今、あるわけだが、これを1回遮断してもらおう。そういうようなシステムをつくれないうか。そこでやれば、誰に貸すかお任せするということになるだろう。

(大村副大臣) ソフトなシステムだから、結構、農地の権利を根っこから切ってしまうから、私はそういう意味で、ある程度きつい公的な力でぎゅっと吸い上げてやらないと、再分配などできないのではないかと思う。

(本間副主査) 合理化法人だって、現に今、あるわけだし、それがなぜうまく機能していないのか。そのところが全然見えてこない。

だから、これまでの話は私などには合理化法人の延長としか見えない。

(高橋局長) 今、農地が動かないというのが問題である。その動かないようなものに対して、どういうふうに農地制度があるべきかという、まず問題点をきちんと把握し、解決方向を出し、それにあった農地制度についてどのような規制をかけていくのかという形で農地制度を見直さないといけない。農地の制度の基本はこうだから、それに現実をあて込めというようなアプローチはちょっとまずいんだらうと思っている。

(井出官房長) いずれにしても、副大臣も本間メンバーもよくご存じのように、農地の問題は非常に難しいので、思いとしては、何にしろ連担化して効率の高い農業を実現するという目標は決まっており、それを実現できるかどうかという思いとか考え方に、やはり有識者、我々当事者だけでなく、副大臣や本間メンバー始め有識者と言われる方の意見もいろいろあるわけで、これから秋に向けてそういう議論をした上で、何とかそういうものが本当に実現できるシステムに思い切って変えていこうということである。場合によっては、法律の上ではかなりドラスティックな改正になるかもしれない。

(大村副大臣) 根っこから変えていかなければいけないのではないかという感じがする。

(高木メンバー) 今のお話を聞いていると、官房長、副大臣も言われていたが、やはり根っこのところである。さっき意識の改革とおっしゃったが、それは今までも何十年もやってきたわけで、意識の改革というのは、やはり制度やシステムを変えないと、私はあり得ないと思う。

例えば、今の農地法で耕作放棄というか、耕作されない農地が出ることを一体予想しているのかというと、私は全く予想していないと思う。これは恐らく、今の農地の状況も、農地法の理念から言えば予想外のことである。ということは、今の農地法の延長線上では解決できないということを経験としてきっちり持たないと、結局、また同じ延長線上で、同じような仕組みを変えてやったということでは解決しないと思う。だから、そういう面では、やはり、この根っこというよりも、全く別の視点で考えて仕組みをつくる必要がある。

今、経営局長はソフトなシステムということだった。情報をしっかりと開示するという、例えば農地のデータシステム、これは別に個人情報を開示する必要は全くないわけだから、そういうものをきっちりと開示できるような、それをいろいろな人がアクセスできる、利用できるような整備が本当に、今、できているのか。私はできていないと思う。そういうものがないままに、ソフトなシステムといっても恐らく機能しないのではないか。だから、ソフトなシステムというのは私は基本的にはその方向でやるべきだと思うが、その前提は、やはりデータベースをきっちり整える。そして、情報をしっかりと開

示する。そして、利用権、要するに所有と利用を完全に分離するという仕組みの中で考えていけば、恐らく官房長が言われたような全く別の法制にするというのが素直ではないかと私は思う。

それから、この資料でも政策をパッケージとして提示するということが書いてある。そのとおりだと思うが、私はここでもいろいろお話を申し上げているが、この間、官房長がここで、今までの政策とは決別したんだという大変力強いお話があった。私もそうだと思う。しかし、現実には末端の段階、市町村の段階まで行けば、そのメッセージはほとんど伝わっていない。これが現実である。私はやはりこの点の政策的な手法を抜本的に変えることも必要だと思う。

それから、農業政策に関するいろいろな政策が整合性が取れていないと思う。その整合性をきちんと取った、そういう意味で、農地政策の改革とそういうものをパッケージにして一つのしっかりとした制度、法律が、今、非常に大事なことではないか。緊要性については、まさに認識は一致しているわけだから、あとはやはりしっかりとしたメッセージを送るということだと思う。

それから、先ほど、10年後の姿を示して、そこに向かって努力をされているということだったが、これはそのとおりだと思う。ただ、基本計画というのは5年ごとに見直している。前回の基本計画の経営展望とか、構造展望と、今回、5年経って出た構造展望、経営展望は後退しているものもある。

ということは、先ほど5年かけて、10年かけて一定のところへ持っていくということだが、私は検証の仕方が甘いのではないかとと思う。要するに、5年前の構造展望が5年経っても同じような構造展望、ないしはむしろ後退しているということも、一部だが、あるというのは、一体、そういう改革をやっている、その先が見えないということにつながってしまうのではないかとと思う。だから、その辺について、やはりしっかりと情報を開示していく。なぜできないのか、できなかったのか。ならば、こういうふうなことをやるということをやったりしっかりと伝えていかないと、国民の理解も得られないのではないかとと思う。

(高橋局長) 我々も、今、高木メンバーがおっしゃられた内容について、



構造改革を進めるという前提は変わっていない。確かに、前回の基本計画と今回の基本計画との間でいろいろな齟齬もあるが、今回の基本計画の最大のポイントは、今、申し上げたことについて、若干、不十分かもしれないが、なぜ達成できなかったのかということはきちんと1回整理をしている。

かつ、前回と今回の最大の違いは、計画の目標を設定したのと同時に、実は政策の大転換とセットで打ち出させていただいた。前回のときは、計画自身は出したが、そこに盛り込むべき施策はまだ予定のものという形だった。今回は計画目標を出したと同時に、品目横断、いわゆる農政改革をセットで打ち出した。その前段には、既に農地改革をその次の問題としてやるということも実は打ち出している。今回はスケジュール感と、それから政策改革と目標とを一体的に出させていただいている。

ただ、それがきちんとできるかどうかというのは、当然、これから我々が問われているものなので、ここについては先ほど申し上げたようにやっていきたいと思っている。

(浦田主査) まだまだ私自身も議論をしたいと思っているが、時間が過ぎてしまった。本日はこれで終了させていただきたい。

(大村副大臣) 一言だけ。農地の関係について、システムについて大分申し上げたのは、要は目標は大変結構なので、ただ、それに行くためには相当制度を大きく動かさなければいけないのかなという思いがあるので、そういう意味ではまた引き続き、農林水産省の方もいろいろ十分議論されると思うが、こちらの方も、この場を含めて引き続き議論させていただければ、相当物が言えるという思いがあったから申し上げた。

(浦田主査) ありがとうございます。

お手元に資料として、私と大泉メンバーが参加した千葉への現地視察、北岡メンバーが参加した群馬への現地視察の報告が配付されているので、参照ください。

本日は、多忙のところ、お集まりいただき、どうもありがとうございました。  
(以上)